

氏名(本籍)	はな い まこと 花井 信(静岡県)
学位の種類	博士(教育学)
学位記番号	博乙第1858号
学位授与年月日	平成14年7月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	日本義務教育制度成立史の研究 —長野県における製糸工場特別教育を素材にして—
主査	筑波大学教授 博士(教育学) 大戸安弘
副査	筑波大学教授 博士(教育学) 山内芳文
副査	筑波大学教授 博士(教育学) 手打明敏
副査	筑波大学教授 博士(教育学) 谷川彰英

論文の内容の要旨

1. 目的・対象・方法

本研究においては、在来の義務教育制度史研究の論点の整理・検討の上で、義務教育制度成立の要件を検討するとともに、20世紀初頭の長野県における児童労働をめぐる動向を、1900年小学校令および1911年工場法の成立下での行政、製糸家、学校、地域の関係性を視野に入れながら、実証的に明らかにすることを通して、日本の義務教育制度の成立画期を措定し、さらにそれが確立していく過程を明らかにすることが目的とされている。

2. 論証内容

論文は、「序章 課題と方法」に続き、「第1章 日本義務教育制度成立史論」において義務教育制度成立画期を理論的に提示し、それを受けた第2章から第8章において長野県における「特別教育」の展開過程を解明し、さらに「終章 総括」によって結ばれるという構成となっている。その内容の概要は以下の通りである。

序章においては、近代日本の急激な資本主義化が進行する中で生活する労働幼少年の教育に光をあてることにより、義務教育制度の成立—確立過程を明示することを課題とし、また、教育固有の法に限定せず、労働者保護法との関連のなかで、製糸業発展地域である長野県の子どもの状態史を描くという方法を用いたことが論述されている。

第1章では、日本義務教育制度成立画期とその性格についての諸説、とりわけ通説の1886年成立説を、批判的に検討している。諸外国における歴史的経緯の分析から、本研究が立脚した義務教育制度概念は、学校設置義務・就学義務・就学を社会的に保証する義務の三要件からなるが、概念からみて、1886年説は小学校令条文中の「保護者」の「義務」規定のみに根拠を求めのみであり、不十分な説として退けられ、1900年小学校令説が妥当な説として提示された。第2章においては、松代地域において実施された製糸工場特別教育の先駆的取り組みを明らかにしている。その根拠法令は文部省から1899年に認可された、「長野県尋常小学校特別学級規程」であるが、この原案を発掘して、その史的位置づけを行っている。第3章から第5章までは、諏訪地域を対象とし、工場法の成立(1911年)、施行(1916年)と製糸女工の教育について論及している。ここでは、はじめに1900年小学校令第35条に基づく、長野県独自の施策、「製糸工場特別教授実施細則」成立に至る道筋として、1913—14年に長野県蚕糸課が行った、製糸経済調査結果の分析を通して教育面からだけでなく、経済面からのアプローチがあっ

たことが、明らかにされている。そして、新たに発掘した1914年7月に県知事内訓として成立した「細則」の3月草案を検討することにより、この施策の意味づけが新たにされた。このようにして実施に移された「特別教授」の特徴は、第一に週12時間以上の授業時数、第二に教科目として修身・国語・算術を主とし、第三が製糸工場による費用の負担原則であった。この特徴は、工場法施行に伴う「特別教授」に関する1916年の県規則に受け継がれ、工場付近小学校への通学、工場内の「特別教育」施設、小学校への委託という三形態の「特別教育」として結実したこと、また、長野県の施策は、政府の政策のモデルケースとして、各府県へも影響を及ぼしていったことも明らかにされた。第6章においては、丸子地域の、小学校に委託した形態の「特別教育」についての考察がなされた。1919年から委託された丸子尋常高等小学校では、毎日2時間、労働時間内に、5人の教師による特別チームが編成され、学校主導の教育が展開されていたことが明らかにされた。第7章では、「特別教育」をめぐる郡、村、製糸工場のせめぎ合い、そして「特別教育」実施のために、女工の移動を追跡する行政側の対応について描かれている。第8章においては、優等糸生産地域である須坂が対象とされている。この地域を代表する製糸工場が、工場法施行後に須坂尋常高等小学校に委託した「特別教育」の実相が解明され、義務教育が社会政策を補填した事例を提示している。

3. 結果・考察

1900年小学校令成立と1911年工場法成立とを結節点として、義務教育制度の成立―確立へと至る過程を明らかにした以上の論証を受けて、終章においては、1900年小学校令第35条に依拠することにより成立した、製糸工場「特別教育」という、長野県下全域を範囲とする義務教育をめぐる新たな展開は、その先駆的な取り組みとして、政府の工場内不就学学齢児童の「特別教育」の認可標準のモデルとなり、全国的に展開される礎となったことが結論とされている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

日本の義務教育制度の成立画期については、1872年（明治5）の「学制」、1886年の小学校令、1890年の小学校令に求めるなどの諸説があり、1886年説が通説の位置にあったと言えるが、近年、1900年の小学校令にそれを求める有力な説が登場した。しかし、この1900年説はその実態の裏付けが今後の課題として残されていたために、仮説的なレベルに留まるという状況にあった。本研究は、この1900年説に関する先行研究の論拠を再吟味するとともに、保護者の行う就学義務、地方公共団体が負う学校設置義務、国家が義務教育の無償措置と児童労働の禁止措置を法的に規定することによる就学を社会的に保証する義務という三点からの成立要件を検討し、独自の視点から1900年説の理論的根拠を示すことによって、同年の小学校令を義務教育制度の成立画期とする説を補強した。さらに、同時期の義務教育普及の実態を明らかにするために、全国で最も児童労働が行われていた製糸業の発展地域である長野県をフィールドに、労働者として雇用されていた児童にまで学校教育の機会が及んでいったことを、「特別教育」の展開過程を中心に明らかにした。理論的検討に加えて、これまで本格的に取り組まれることなく、その実態が不明であった「特別教育」についての解明が相当程度に進展したことにより、義務教育制度成立画期についての1900年説は、諸説のなかでも最も有力な説として定着していくと考えられる。なお、長野県の「特別教育」の全国への影響過程の論証という課題は残されているものの、それは上記の評価を損なうものではなく、十分優れた論文であると認められる。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。